

## 参考資料 8-1 睡眠障害用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

### 2 医学的判断

- 病名
- 総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等）

#### 〈病名〉

- 病気とは認められない旨の診断である場合には、「〇〇の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」等と記載する。

#### 〈総合所見〉

- 3 の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

### 3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

- (1) 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6 か月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなると診断できることが見込まれない。
- (2) 現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6 か月（     か月）以内に重度の眠気が生じるおそれなくなると診断できることが見込まれる。  
※ 6 か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、（     ）内に1～5の整数を記載してください。
- (3) 現在、睡眠障害であるが、軽度や中等度に限られており、運転を控えるべきとはいえない。
- (4) 現在、睡眠障害ではない。

#### 〈現時点での病状（改善の見込み等）についての意見〉

- (1)から(4)のいずれかを丸で囲む。
- (2)の場合で6 か月よりも短期間で診断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間（1 か月～5 か月）を記載する。
- 一度(2)の判断をした者について再度(2)の判断をする場合には、2 の総合所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、(1)の意見として扱うこととなる可能性がある。）。

### 4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年     月     日

病院又は診療所の名称・所在地  
担当診療科名  
担当医師名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

#### 作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）

Tel：089-934-0110（県警代表番号）